

(参考図 2)

申請から交付までの流れ 【郵送申請の場合】

※郵送申請の場合、「被相続人居住用家屋等確認書」(以下、確認書といいます。)の交付に係る書類の郵送代は全額申請者負担となりますので、ご了承ください。

- ① 申請者の方は、「被相続人居住用家屋等確認申請書」(以下、申請書といいます。)の申請前に、当室まで一度ご連絡をお願いします。あらかじめ、電話にて申請書と添付書類の内容確認や、交付までの流れを説明させていただきます。

(TEL : 0 7 7 - 5 2 8 - 2 8 9 9)

- ② 事前にお電話頂いた後、以下の書類等を当室まで郵送してください。

・ 申請書 ・ 添付書類 ・ 1 1 0 円切手を貼った返信用封筒 2 枚 ・ 3 5 0 円切手 1 枚



- ③ 担当者が申請書と添付書類の内容を再度確認し、特に問題がなければ審査及び交付手続きを進めます。確認後、担当者から申請者の方に納付書を郵送させていただきます。



- ④ 納付書が届きましたら、納付書の右上に記載された大津市指定の金融機関にて手数料を納付いただき、領収書の原本を当室まで郵送してください。手数料は確認書 1 通につき 3 0 0 円です。なお、領収書の原本を郵送いただく際は、簡易書留などのサービスを利用されることを推奨します。



- ⑤ 郵送いただいた領収書の原本を確認後、当室から簡易書留郵便にて確認書の交付と領収書原本の返却をさせていただきます。この際、併せて確認書の受領票を同封させていただきます。



- ⑥ 確認書が届きましたら、確認書の受領票に受領日と受領者氏名をご記入いただき、当室まで郵送、メール又は F A X で送信してください。受領票の送信をもって、手続きは完了となります。